

相談支援専門員の要件

相談支援専門員とは、次の①及び②の要件を両方とも満たす人をいいます。

- ① 必要な実務経験を有していること。

実務経験の対象となる業務や年数については、平成24年3月30日厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」等を参照してください。

- ② ア、イのいずれかの要件を満たしており、障害者相談支援従事者現任研修を5年に1回以上受講していること。

ただし、ア又はイの研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、現任研修の受講は必須ではありません。

ア 平成21年度以降、埼玉県障害者相談支援従事者初任者研修（5日間研修）を修了した人

イ 平成21年度に、下記①又は②のいずれかの研修を修了した人

- ① 埼玉県障害者相談支援従事者追加研修Ⅰ（1日）

- ② 埼玉県障害者相談支援従事者追加研修Ⅱ

（平成21年度…1時間30分）

現任研修について

現任研修は、別紙「相談支援専門員の要件」②のア又はイの研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに1回以上修了する必要があります。(例は、実務経験を満たしている人の場合です。実務経験を満たすまでの間は、「相談支援専門員」としての要件を満たしていないものとされます。)

この5年間に1回以上現任研修を受講すること この5年間に1回以上現任研修を受講すること

例 1

平成25年度	平成26年度	～	平成30年度	平成31年度	～	平成35年度
埼玉県障害者 相談支援従事 者初任者研修 受講	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目

初任者研修修了後から30年度末までは現任研修を修了していなくても相談支援専門員として配置可能

平成30年度末までに現任研修を修了していれば、31年度から35年度末までは相談支援専門員として配置可能

この5年間に1回以上現任研修を受講すること この5年間に1回以上現任研修を受講すること

例 2

平成18年度	平成21年度	平成22年度	～	平成26年度	平成27年度	～	平成31年度
埼玉県障害者 ケアマネジメント 基礎研修 受講	埼玉県障害者 相談支援従事者 養成研修 追加研修Ⅱ 受講	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目

追加研修Ⅱ修了後から26年度末までは現任研修を修了していなくても相談支援専門員として配置可能

平成26年度末までに現任研修を修了していれば、27年度から31年度末までは相談支援専門員として配置可能